二　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十三条第一項の規定に基づき指定都市が償還を免除した災害援護資金の償還未済額の三分の一に相当する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　外国人住民に係る住民記録システム等の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた戸籍住民基本台帳費に係る補正後の数値に一一五円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とし、負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

2　平成二十二年度から平成二十四年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　口蹄疫対策特別措置法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（附則第五条第二項において特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（附則第五条第二項において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費（附則第五条第二項において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

3　平成二十三年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）の施行に伴つて生じる同令による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　平成二十三年度に限り、第五条第一項第一号ハの額は、同号ハの規定によつて算定した額に、経済情勢の著しい変化に伴う財政需要の増加又は財政収入の減少があることを考慮して定める額を加えた額とする。

5　平成二十三年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

6　平成二十三年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　教育公務員特例法第二十三条の規定に基づく初任者研修の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存及び発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円）

三　高齢者居住安定確保法施行令第一条、第四条、第六条第一号若しくは第二号又は第八条第一号若しくは第二号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第二条、第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅における減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・八（高齢者居住安定確保法施行令第六条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に係るものにあつては〇・五）を乗じて得た額

四　国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化のために当該市町村が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

五　附則第六条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

六　へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成二十三年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

七　附則第六条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　附則第六条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

九　附則第六条第一項第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

十　国の行う森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動の確保を図るための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う森林整備地域活動支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第四十九条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値）に三、四六二円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額

十一　附則第六条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二　森林法第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十三　次によつて算定した額の合算額

イ　農業の担い手を育成するための現場における研修並びに専門的知識及び技能を習得するための研修（当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う研修に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に七四七円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額